

井川町行政改革大綱

1 井川町行政改革の基本方針

町では、平成7年度に平成8年度から平成12年度までの5カ年の行政改革に関する大綱を策定し、計画期間及びその期間終了後も簡素で効率的な行政運営を推進してきました。

しかし近年町を取り巻く環境は急速に変化してきています。この変化に伴う諸課題に的確に対応しつつ、本町が自立し、井川町独自の特色ある政策や文化を創造するためには、更なる行政改革の推進が急務となっています。

この大綱では、平成17年9月に策定した「井川町自立計画」に基づき、限られた人材や財源を有効に活用し、これまで以上に行財政の効率化を図りますが、単に事業費の削減のみを目的とするのではなく、町民サービスの向上につなげることを目指した改革を推進します。

2 推進期間

平成18年度から平成22年度までの5カ年とします。

3 進行管理

行政改革の進捗状況については、広く町民に公表するとともに、議会に報告し、意見・提言を得ながらより効果的な推進に努めます。

4 重点的取り組み事項

(1) 職員の意識改革

ア 町民の目線に立った町政運営

- ・戸籍窓口にもローカウンターを設置し座ったまま申請等を行えるようにするとともに、窓口や電話対応などの接遇全体について改善を図ります。
- ・現在週2日行っている戸籍窓口の午後7時までの業務延長についての評価を行います。（17年4月～18年3月14日現在の窓口延長実施日数92日、来庁者数59人、一日平均0.6人）
- ・転入者等への対応の充実を図るため、生活ガイドを作成します。
- ・町民の意見等に対しては柔軟な発想をもって対応するように心がけるとともに、理解を得られるよう十分な説明を行います。
- ・町民のニーズを敏感かつ的確に把握・評価し、施策に反映させることができる職員の育成を目指します。

イ 無駄のない町政運営

- ・最小のコストで最大の効果を上げるため、効率的・効果的な運営をより一層促進します。
- ・一人ひとりの職員が改革の主体であるということを自覚し、「自分の仕事が本当の意味で町民のためになっているのか」を常に考え、創意・工夫・挑戦の意識を向上させます。

ウ 人材育成と情報の共有化の推進

- ・管理職を含めた全職員を対象とした多様な研修を実施し、人材を育成します。
- ・部門（課）を超えた積極的な連携を図り、町の方針やビジョンを職員間で共有し事業を実施します。
- ・グループ制を導入し、職員の能力の幅を広げ、「担当者不在＝対応不可」の状況の改善に努めます。また、窓口関係業務については業務マニュアルの作成を行います。
- ・課内での協議機会を増やすことで、職員間の連携を深めるとともに情報の共有化を図ります。

(2) 組織機構の再編

ア 課の統合

平成18年4月より町長部局を現行の7課1室体制から4課1室体制とします。また、担当業務の効率的一元化を進めるとともに、平成20年4月以降の再編成を考慮し、職員削減後の組織体制の検討を進めます。

イ グループ制の導入

担当による事務量の格差、繁閑期職員配置の硬直性などの課題を解消し、組織の動態化と職員の協調性を確保するため、グループ制を導入します。

ウ 総合窓口開設の検討

現在、複数課にまたがっている各種申請等を統合した総合窓口の開設を検討します。

(3) 事務事業の見直し

ア 事務事業の整理合理化

必要性や事業効果等を検証するとともに事務事業の整理合理化を図ります。

- ・事業の実施時期、内容、規模等を総合的な視点で検討します。
- ・事業実施前に実施期間を明確にすることにより効率化を図ります。

イ 経常経費の削減

- ・全ての補助金を見直しの対象とし、必要性、目的の達成度合い、事業内容について検証します。また、新しい団体等への補助については期限を定めます。
- ・路線バスや町有施設のバスについて運行方式の見直しを行い、効率的な運営方法の検討を行います。
- ・現在工事等に適用されている入札制度を物品購入や業務委託にも拡大します。
- ・利用状況による統廃合や利用時間も考慮し、施設管理費の削減に努めます。
- ・アウトソーシングの導入、業務移管、広域行政の可能性を検討します。
- ・消耗品費、光熱水費、燃料費、食料費等についての一律削減を行います。

(4) 歳入の確保

ア 使用料・手数料等

- ・下水道・農業集落排水使用料について平成18年度より基準単価を現行の122円/立法メートルから150円/立法メートルとします。
- ・その他の使用料・手数料等については当面現行通り据え置きます。

イ 収納率向上

- ・これまでの担当課レベルでの対策から役場全体の問題として収納率向上についての検討を継続して行います。

(5) 人件費の抑制

ア 職員数の削減

「井川町自立計画」に基づき、組織機構の再編、事務事業の見直しと連動しながら職員の削減を行い、平成26年度には現在より約30人減の63人体制を目標とします。

なお、平成17年12月策定の定員適正化計画では、平成18年度から平成22年度までの5カ年で16名の削減を図ることとしております。

イ 各種委員会・審議会等の見直し

各種委員会・審議会等については、その必要性、活動状況を十分に検証し、組織の統廃合を含めて、委員数、委員構成、報酬などの見直しを行います。

(6) 住民との協働によるまちづくりの推進

ア 町政への参加促進

- ・町内会担当参与を積極的に活用することにより行政と町内との連携を高め、同時に町内からの町政への積極的な参画を促進します。
- ・町の重要な施策等の立案に際して、町民に意見を求める機会を設けるパブリックコメント制度を導入します。
- ・各種委員会、審議会等への公募委員を登用します。
- ・ボランティアグループの育成、NPO 団体設立に対する支援を行うことにより、協働のまちづくり推進とともに人材の育成を図ります。

イ 情報提供の推進・公聴活動の充実

町広報・有線放送・ホームページを通じた情報提供をより迅速に行うとともに、まちづくり懇談会については参加しやすい、参加したくなる懇談会の企画に努めます。

ウ 町民や地域・団体と行政との役割の明確化

町民一人ひとりが自分でできること、個人ではできないが地域や団体でできること、行政が補うこと、それぞれの役割を明確化します。